



特定農業用ため池 について

特定農業用ため池についてのQ & A

Q: 特定農業用ため池とは何？

A: 決壊した場合、下流に被害を及ぼすおそれがある防災重点ため池※のうち、個人または水利組合等（行政機関以外）が所有するため池です。

※【防災重点ため池】の指定基準

- ① ため池から100m未満の浸水想定区域内に家屋、公共施設等があるもの
- ② ため池から100～500mの浸水想定区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が1,000m³以上のもの
- ③ ため池から500m以上の浸水想定区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量が5,000m³以上のもの
- ④ 地形条件、家屋等との位置関係、維持管理の状況等から都道府県及び市町村が必要と認めるもの

Q: 特定農業用ため池に指定されると責任は重くなるの？

A: 指定されることにより新たな責任は発生しません。

Q: 特定農業用ため池に指定されると何かする必要があるの？

A: 引続き適正な管理を行っていただくとともに、裏面に記載の制限行為や防災工事を行う場合は届出が必要になります。

Q: 特定農業用ため池になぜ指定するの？

A: 制限行為や防災工事を届出していただくことで、適正な管理が行えるよう県や市町がサポートを行い、ため池による被害を減らします。また、ため池ハザードマップ等を作成し、災害時の円滑な避難を図ります。

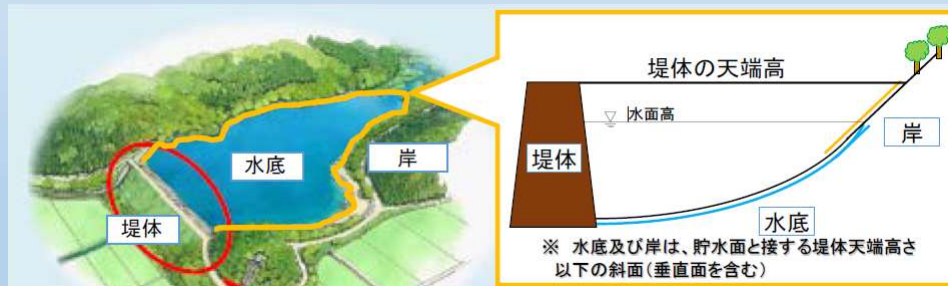
Q: 適正な管理を教えて欲しい。

A: 岡山ため池保全管理サポートセンターにおいて、ため池に関する専門技術者が指導・助言いたしますので、ご相談ください。（詳細別紙）

【行為の制限】

堤体の掘削、盛土又は切土、竹木の植栽、洪水吐の形状を変更する行為、その他当該特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある行為をする場合には、県知事の許可が必要となります。

特定農業用ため池の保全に影響を及ぼす恐れのある行為とは取水設備、洪水吐の変更又は廃止、水底の掘削、岸の形状の変更等です。



浚渫、修繕等の管理行為、非常災害時の応急措置、決壊等を防止するために行う防災工事は該当しません。

【防災工事の届出】

堤体補強等の防災工事を行う場合には県知事への届出が必要となります。

防災工事とは耐震対策、豪雨対策、老朽化対策、廃止等の工事になります。

耐震対策：耐震性向上のためのため池改修や補強、地震計等の管理施設の設置

豪雨対策：ため池に流入する洪水を安全に流下させるための洪水吐の拡幅や堤体のかさ上げ

老朽化対策：堤体の漏水防止や必要な堤体断面の確保等を行うための改修や付帯施設の整備

廃止：貯水機能の廃止を行うための埋立や堤体の開削、撤去

制限行為や防災工事を行う場合は、事前に県や市町の担当部署にお問合せください。また、書類の作成にあたっては、事前にご相談いただきますようお願いいたします。

【ご相談やお問合せ先】

各県民局農林水産事業部農地農村計画課